

自治体名	犬							猫							その他（犬・猫以外）					合計			
	収容数	処分数（下段は幼齢個体内数）						収容数	処分数（下段は幼齢個体内数）						収容数	処分数				収容数	殺処分数		
		返還数	譲渡数	殺処分数※					返還数	譲渡数	殺処分数※					返還数	譲渡数	殺処分数	種類		返還数	譲渡数	殺処分数
				①	②	③	計				①	②	③	計									
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	74	2	18	4	7	41	52	0	0	0	0		74	2	18	52
		0	0	0	0	0	0		0	12	0	7	14	21									
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	33	0	22	5	0	5	10	0	0	0	0		33	0	22	10
		0	0	0	0	0	0		0	20	0	0	1	1									
大分市	1	1	0	0	0	0	0	34	0	0	28	0	5	33	0	0	0	0		35	1	0	33
		0	0	0	0	0	0		0	0	9	0	1	10									
宮崎市	7	6	1	0	0	0	0	152	14	104	5	0	32	37	0	0	0	0		159	20	105	37
		0	0	0	0	0	0		0	82	2	0	0	2									
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	74	1	6	0	0	61	61	0	0	0	0		74	1	6	61
		0	0	0	0	0	0		0	2	0	0	20	20									
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	26	0	2	8	0	16	24	1	0	0	1	ミドリガメ	27	0	2	25
		0	0	0	0	0	0		0	1	1	0	3	4									
計	413	118	183	40	13	68	121	8,332	366	3,088	1,374	294	3,017	4,685	177	50	65	50		8,922	531	3,332	4,854
		0	28	6	6	17	29		17	1,573	382	269	712	1,363									

※殺処分数の分類は以下の通り。
 分類①：譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
 分類②：①以外の殺処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
 分類③：引取り後の死亡

- 注)
- ・ 処分数（返還・譲渡・殺処分）については下段が幼齢個体内数となる。
 - ・ 幼齢個体とは主に離乳していない個体を示す。
 - ・ 成熟個体と幼齢個体の区分をしていない自治体にあつては、全て成熟個体として計上している。
 - ・ 殺処分数には、保管中の病気等による自然死も含まれる。
 - ・ 各都道府県の数値・情報には、管下の指定都市及び中核市の数値・情報を含まない。